

# JIS

## 家庭用合成洗剤試験方法

JIS K 3362 : 2024

(JSDA/JSA)

令和 6 年 9 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	後 藤 恵美子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	関 成 孝	一般財団法人製品安全協会
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	樋 口 達 雄	一般財団法人家電製品協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議
	山 口 友 成	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 30.4.14 改正：令和 6.9.20

官 報 掲 載 日：令和 6.9.20

原 案 作 成 者：日本石鹼洗剤工業会

(〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-11 油脂工業会館 TEL 03-3271-4301)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 一般事項	4
5 試験項目	4
5.1 化学試験	4
5.2 物理試験	4
5.3 洗浄力評価方法及び再汚染防止力評価方法	5
6 試料採取方法	5
6.1 代表試料の採取	5
6.2 試料の調製	5
7 化学試験	7
7.1 石油エーテル可溶分の定量	7
7.2 エタノール可溶分の定量	8
7.3 アニオン界面活性剤の定性及び定量	9
7.4 カチオン界面活性剤の定性及び定量	20
7.5 非イオン界面活性剤の定性及び定量	22
7.6 尿素の定量	27
7.7 界面活性剤相当分の定量	29
7.8 カルボキシメチルセルロースナトリウムの定量	30
7.9 過酸化塩の定量	32
7.10 全りん酸塩の定量	34
7.11 けい酸塩の定量	38
7.12 硫酸塩の定量	42
7.13 炭酸塩の定量	43
7.14 塩化物の定量	49
7.15 ゼオライトの定量	51
7.16 蛍光増白剤の確認試験	54
7.17 ひ素 (As) の限度試験	55
7.18 重金属 (Pb として) の限度試験	58
7.19 メタノールの限度試験	59
7.20 エタノールの定量	61
7.21 水分の定量	62
8 物理試験	65
8.1 粒度	65

8.2 見掛け密度	66
8.3 pH 値	67
8.4 表面張力	68
8.5 起泡力及び泡の安定度	73
8.6 耐硬水性	74
9 洗浄力評価方法及び再汚染防止力評価方法	75
9.1 衣料用合成洗剤の洗浄力評価方法	75
9.2 台所用合成洗剤の洗浄力評価方法	79
9.3 衣料用合成洗剤の再汚染防止力評価方法	83
附属書 A (規定) 液体標準洗剤	86
附属書 B (参考) 液体標準洗剤への酵素配合	88
附属書 C (参考) 衣料用合成洗剤の洗浄力評価例 (シェツフェの対比較法例)	89
附属書 D (参考) 台所用合成洗剤の洗浄力評価例	91
附属書 E (規定) 試験用生地	93
附属書 F (参考) 汚れ負荷布	94
附属書 G (規定) 衣料用合成洗剤の再汚染防止力評価方法 (A 形基準洗濯機)	95
解 説	97

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本石鹼洗剤工業会（JSDA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS K 3362:2008 は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# 家庭用合成洗剤試験方法

## Test methods of household synthetic detergents

### 1 適用範囲

この規格は、家庭用合成洗剤の品質の試験方法について規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS C 9606 電気洗濯機
- JIS G 4303 ステンレス鋼棒
- JIS H 6201 化学分析用白金及び白金合金器具
- JIS K 0050 化学分析方法通則
- JIS K 0068 化学製品の水分測定方法
- JIS K 0101 工業用水試験方法
- JIS K 0114 ガスクロマトグラフィー通則
- JIS K 2241 切削油剤
- JIS K 3211 界面活性剤用語
- JIS K 3371 洗濯用合成洗剤
- JIS K 8001 試薬試験方法通則
- JIS K 8005 容量分析用標準物質
- JIS K 8013 亜鉛粉末（試薬）
- JIS K 8034 アセトン（試薬）
- JIS K 8085 アンモニア水（試薬）
- JIS K 8101 エタノール（99.5）（試薬）
- JIS K 8102 エタノール（95）（試薬）
- JIS K 8109 2-アミノエタノール（試薬）
- JIS K 8122 塩化カルシウム二水和物（試薬）
- JIS K 8123 塩化カルシウム（試薬）
- JIS K 8136 塩化すず（II）二水和物（試薬）
- JIS K 8150 塩化ナトリウム（試薬）
- JIS K 8159 塩化マグネシウム六水和物（試薬）